省　令

○経済産業省令第四号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同条の表中「三千四百九十九万九千円」を「四千百六十一万三千円」に改める。

第二条中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同条の表中「三千五百六万千円」を「三千六百九十万六千円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第一号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察官の服制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月十二日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

警察官の服制に関する規則の一部を改正する規則

警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表の二の備考八を同表の二の備考九とし、同表の二の備考七を同表の二の備考八とし、同表の二の備考六を同表の二の備考七とし、同表の二の備考五を同表の二の備考六とし、同表の二の備考四を同表の二の備考五とし、同表の二の備考三を同表の二の備考四とし、同表の二の備考二を同表の二の備考三とし、同表の二の備考一の次に次のように加える。

二　冬服及び合服の上衣には、当該上衣の両側にまちを付けた上で当該まちの腰部に貫通口を設け、又は当該上衣の両側の腰部に直接貫通口を設けることができる。この場合において、まちに貫通口を設ける上衣にあつては、当該まちに当該貫通口を覆うためのファスナを付ける等により当該貫通口を外部から直接見ることができないようにすることができるものとし、上衣の両側に直接貫通口を設ける上衣にあつては、当該貫通口にファスナを付ける等により当該貫通口を塞ぐことができるものとしなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。